

伐採及び造林作業の連携に係る協定書（雛形）

（目的）

第1条 伐採事業者（以下「甲」という。）及び
造林事業者（以下「乙」という。）は、森
林資源の循環利用に資する再造林の確実な実施、かつ、再造林のコスト低減を
図ることを目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間（以下「協定期間」という。）は、 年 月 日
から 年 月 日までとする。

2 ただし、甲乙どちらか一方から申し出がないときは、本協定は、期間満了
の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（協定の対象地）

第3条 個別の施業地については、別に定めるものとする。

（伐採作業と造林作業の連携）

第4条 甲及び乙は、立木の伐採及び再造林を実施するにあたり、あらかじめ以
下のとおり基本的な役割を決め、円滑に作業を実施するとともに低コスト化
に取り組むよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、作業の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、本協定
の主旨と役割について、請負先に十分に理解をさせるものとする。

（例）

甲が実施するもの	・主伐時に使用した機械による機械地拵え ・主伐時に使用した機械による苗木運搬 ・搬出作業路の設置
乙が実施するもの	・人力による地拵え ・植栽

3 甲及び乙は、補助事業を活用する場合は、補助事業の要件等に適合するよ
う協力するものとする。

4 乙が補助事業の事業主体となり、甲が行う作業の全部又は一部が補助事
業の対象となる場合は、第4条の役割に従い請負契約等を別に交わすもの
とする。この場合、甲は、補助対象経費について森林所有者に直接請求せず
に乙からの請負契約等金額を充てることとし、乙は当該補助対象経費と補助金
について精算するものとする。

(森林所有者の意向等に関する情報共有)

第5条 甲及び乙は、(基本的に共同で森林所有者の意向を確認するものとするが、) 各々で森林所有者の意向を確認したときは、森林所有者の同意を得た上でお互いに情報共有するものとする。

ただし、金額については、この限りではない。

2 甲及び乙は、立木の伐採及び再造林の確実な実施のため、森林所有者の理解が得られるよう助言、協力するものとする。

(連携作業中の損害)

第6条 甲又は乙の一方が、連携作業中に、もう一方の所有物、資材等又は森林所有者の所有する立木等に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を相手方に支払うものとする。

(災害等による損害)

第7条 甲及び乙の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者の所有する森林等に不利益などが生じた場合は、ただちに森林所有者にその旨を伝えたとともに、甲乙が協力して解決に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、知り得た森林所有者の個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この協定期間が終了した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、作業の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合は、森林所有者の同意を得た上で、必要最小限の情報を提示するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所
氏 名

乙 住 所
氏 名